

## 新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和3年2月13日(土)に、新型コロナウイルス感染症の患者が1例確認されました。  
 新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内4951例目です。  
 本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。

## 【患者概要】

県No.	年代	居住地	症状経過	結果判明	入院又は宿泊療養等	・他事例との関連 ・県外往来(※)
4951	30	東広島市	2月9日(発症日) 咽頭痛, 発熱, 咳 鼻汁, 頭痛, 倦怠感 関節筋肉痛, 痰	2/13	調整中	・県内感染者の濃厚接触者 ・県外往来なし

※ 発症(無症状は検体採取日)前14日以内の県外・海外との往来  
 ・再陽性の患者はいません。

## 《第3次新型コロナ感染拡大防止集中対策【令和3年2月8日～2月21日】》

## 【県民、事業者の皆様へ】

- 同居する家族以外との会食等は控えてください(飛沫防止のための物理的な対策を取っている場合を除く)。
- 飲食店を利用される場合には、「座席の3方をパーテーションで仕切る」、「他者との間隔を必ず1メートル以上離す」又は「マスク会食を全利用者に徹底」の飛沫感染予防対策や、換気による感染予防対策を講じている飲食店を利用するとともに、利用者としてこれらの取組に協力してください。
- 外出機会を削減してください(外出機会を半分に低減(通学や医療機関の受診は制限しない)、出勤者割合について5割削減を目標として実施)。
- 家庭内及び職場内における感染防止対策を強化してください。
- 他地域への移動を自粛してください(緊急事態制限地域との往来は最大限自粛, 感染拡大地域への往来は慎重に判断(通勤・通学や医療機関の受診は制限しない))。
- 感染者やその家族, 医療福祉関係者などを, 絶対に誹謗・中傷・差別しないでください。

## お 願 い

報道機関各位におかれましては、感染症法に基づきプライバシー保護及び風評被害、患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。